

Wellset

ウェルセット



東京不動産業
健康保険組合

vol.291

2017

6

平成29年度秋季

婦人生活習慣病予防健診のお知らせ



本誌はホームページでもご覧いただけます

東京不動産業健保

検索



trkenpo.or.jp

平成29年度

秋季婦人生活習慣病 予防健診のご案内

申込期間は
平成29年6月16日(金)から
7月14日(金)までです

※この健診は、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会(東振協)へ業務委託をして
行っています。

平成29年10月から30年1月にかけて、全国755カ所の公民館等の公共施設に移動検診車を配置して、婦人生活習慣病予防健診を実施します。この健診は、30歳以上の女性の被保険者・被扶養者を対象に、生活習慣病健診と乳がん・子宮頸がんの検査をセットにしたもので、育児や介護で長時間外出できない方には便利な健康診断です。



◆ 受診対象者

30歳以上の女性の被保険者・被扶養者

ただし、30歳未満の方でも平成30年3月末までに30歳になる方は受診できます。

※平成29年度になってから春季巡回婦人生活習慣病健診・生活習慣病健診・人間ドックを受診された方は、お申し込みいただけません。

※複数回受診された場合は、2回目以降の健保補助金相当額を返還していただきますのでご注意ください。

※受診当日に健康保険の資格がない場合(被保険者の退職等で資格を喪失した場合など)は受診できません。

◆ 受診料金

無料(全額健保負担)

◆ 実施期間

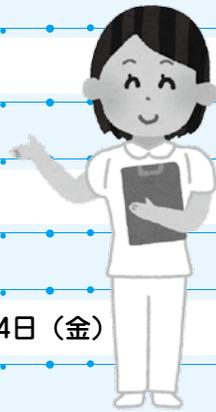
平成29年10月～30年1月

◆ 申込期間

平成29年6月16日(金)～7月14日(金)

◆ 申込方法・実施会場

今回から、インターネットのみでの申し込みとなります。実施会場も、東振協ホームページおよび健保組合ホームページでご確認ください。



東振協 QRコード→



当健保組合 QRコード→



「健保組合ホームページ」→「保健事業NEWS」
→「秋季婦人生活習慣病予防健診のご案内」

◆ 「健康診断のお知らせ」送付

健診のご案内は、9月より順次、会場を担当する医療機関から「健康診断のお知らせ」(健診日時・問診票・会場案内図・検査容器のセット)がご自宅宛に送付されます。

◆ 検査項目

- ①問診 ②身体計測 ③血圧測定 ④胸部X線
- ⑤検尿 ⑥視力・聴力 ⑦胃部X線 ⑧便潜血反応
- ⑨心電図 ⑩血液検査 ⑪乳房診(超音波)
- ⑫子宮頸がん検査(希望者)

◆ 子宮頸がん検査について

会場一覧表でご確認のうえ、自己採取法・医師採取法のどちらか一方を選んでください。

※医師採取法は健診実施日とは別日に指定医療機関で実施する場合がございます。

※会場での健診を受けずに、子宮頸がん検査だけを受診することはできません。

◆ 再検査・精密検査の方は…

再検査・精密検査が必要とされた方は、保険証と健診結果をご持参のうえ、かかりつけの医師または専門医にご相談ください。

◆ 健診日・会場・キャンセル等は…

東振協 03-5619-5910 (婦人健診専用ダイヤル)
平日 9:00～17:00

※各会場へのお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

当健保組合と東振協では、健診にお申し込みいただいた皆様の個人情報やプライバシーの保護につきまして、常に慎重に配慮しております。
なお、「個人情報保護の取り組み」については、業務委託先である東振協のホームページに掲載してあります。

東振協ホームページ <http://www.toshinkyō.or.jp>

健診全般についてのお問い合わせ先 保健事業推進課
03-3343-2823

“被保険者のみなさん、被扶養者のみなさん” 今年も健診を受けましょう！



1 健診はみなさんの健康を救う！

毎年継続して受けることで、健診の精度も高くなります

生活習慣病は自覚症状のないまま進行し、重症化します。症状が出てから治療し始めても、元の健康な状態には戻らないこともあります。

健康を維持するためには、毎年健診を受けて病気の芽を早期に発見することが大切です。



2 健診を受けることは会社を救う！

職場の一員として役割を担うみなさんが健康であることは、会社にとって重要です。特定健診や特定保健指導を活用して健康管理に努めましょう。



データヘルス計画では、会社と健保組合が協力して社員の健康増進を図るコラボヘルスを進めているんだニャ

最近、社員の健康づくりは会社にとって「コスト」ではなく「投資」と考えられるようになってきています



3 健診を受けることは健保組合を救う！

保険給付費が増加しています！



健保組合はみなさんから集めた保険料で運営されています

保険給付費が増えると保険料が上がることになるかもニャ



手術・入院と進むとさらに医療費がかかるようになってしまいます。

また、特定健診・特定保健指導の実施状況によって、健保組合が高齢者医療制度に拠出する納付金額が増減するしくみがあり、健保組合では受診率・実施率の向上をめざしています。しかし、被扶養者の受診率が低い傾向にあり、課題となっています。

健診を受けて早期発見・早期改善に努めてください。

高齢化による生活習慣病の増加などにより、みなさんの医療費等にあてる保険給付費が増えています。生活習慣病は、初期の段階では生活習慣の改善だけでも回復が見込めますが、進行とともに通院や投薬が増え、

当健保組合では、30歳以上の方に健康診断の補助を行っています。詳細は…「健保組合ホームページ」→「健康診断を受けたい」

特定保健指導も受けましょう

健診の結果、生活習慣の改善によって糖尿病、高血圧症、心臓病や脳卒中など、将来の発症予防効果が高い40歳以上の方に、事業所経由またはご自宅へ「特定保健指導通知書」を送付しています。生活習慣の改善に取り組む期間は6ヵ月間。管理栄養士や保健師など、医療スタッフのサポートを受けながらのダイエットプログラムです。

通知書が届いた方はそのままにせず、受けていただくようご協力をお願いします。

お問い合わせ先 保健事業推進課 03-3343-2823

詳しくは…「健保組合ホームページ」→「健康サポート」→「特定健診・特定保健指導」

みなさん、
ご存じですか？

便利でお得な 『お薬手帳』の使い方

1 『お薬手帳』とは……

処方せんをもとに保険薬局で調剤した薬剤について、薬剤師が小冊子に薬剤名や服用量・回数などの記録を残してくれるのが『お薬手帳』です。

お手元に『お薬手帳』がなければ、保険薬局で原則として無料でもらうこともでき、大手ドラッグストアなどでもレジスターや出入口の側に無料で提供されており、



2 『お薬手帳』があると薬代の負担が軽減されて お得な場合があります

処方せんを保険薬局に持っていく際、『お薬手帳』があると薬代の負担が軽減される場合があります。これは、保険薬局で処方薬を受け取る際にかかる「薬剤服用歴管理指導料（薬剤師さんの技術料）」が、『お薬手帳』を持っていくことで下記のように安くなるためです。

過去6か月以内に処方薬を受けたことがある保険薬局にお薬手帳を持参した場合

処方せん受付1回につき 380円
ご負担額（3割） 110円

はじめての保険薬局やお薬手帳を持参しない場合

処方せん受付1回につき 500円
ご負担額（3割） 150円



3 お薬手帳を活用することのメリット

お薬手帳に記録を残しておくことで、複数の医療機関で同じ薬剤を処方された場合に、誤って重複して服用することが避けられ、他の症状の薬剤と併用服用することによる副作用を避けることもできて、より安全に服用・管理することが可能となります。

また、重複投与を防止することにより不要な薬剤費を支払わなくて済みますし、災害時などで必要な薬剤がすぐに把握できることもメリットです。



4 電子版のお薬手帳もあります

最近では、従来の小冊子ではなくスマートフォンの無料アプリ『電子版 お薬手帳』として携帯しやすく、『お薬手帳』の機能に併せ服用タイミングをお知らせする機能がついているものや、カレンダー機能・健康記録・健康コンテンツなどの内容も充実しています。

なかには、処方せんを撮影し保険薬局にメール送信することで、保険薬局の窓口で待つことなく時間を有効に使えるものや、調剤できたことをメールでお知らせするものもあります。

また、アプリを配信している保険薬局以外で調剤された服薬情報（JAHS標準QRコード）をアプリ内に読み込むことで簡単に登録できるものもあり、とても便利な機能が搭載されている無料アプリ『電子版 お薬手帳』を試されてはいかがでしょうか？

家庭常備薬配付および補助幹旋のお知らせ

健保補助額 1,200円！

幹旋価格は割安となっていますので、この機会に買い置きをおすすめします。
 申込方法等の詳細は、事業所を經由して6月上旬に配付される「家庭常備薬配付および補助幹旋のご案内」または、当健保組合ホームページをご覧ください。

詳細は…「健保組合ホームページ」→「保健事業 NEWS」→「家庭常備薬配付および補助幹旋のお知らせ」

セルフメディケーション ～市販薬を上手に使いましょう～

セルフメディケーションとは、世界保健機関（WHO）で「自分自身の健康に責任をもち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。

当健保組合の「家庭常備薬の補助・幹旋」を利用して、セルフメディケーションを始めてみませんか。
 市販薬の中でも「スイッチOTC薬」といわれるものは、より効果の高い効き目が期待できます。また、「セルフメディケーション」を推進するために「セルフメディケーション税制」（医療費控除の特例）が設けられました。

詳細は…「健保組合ホームページ」→「健保のしくみ」→「健康保険に関わる制度」→「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について」

当健保組合の最新ニュースは、ホームページから！

東京不動産業健保 <http://www.tfkenpo.or.jp>

ご自宅や職場のPCからだけでなく、スマートフォンからもご利用いただけます。
 お手持ちの端末にブックマークをしてご活用ください。




クイックメニュー
 検索上位コンテンツはトップページから検索できます。

健保組合からの最新情報を随時掲載
 健康保険制度や健保組合からの最新情報を掲載しています。

保健事業案内を随時掲載
 婦人生活習慣病予防健診や家庭常備薬のお申し込み、各種イベントの実施案内を掲載しています。

さまざまなパターンから簡単に検索
 健康保険に関する事柄を「手続き・申請から探す」「給付から探す」「用語から探す」の3つのパターンから検索できます。

広報誌「Wellset」をいち早く掲載

年4回(6・9・12・3月)発行しているWellsetをPDFで掲載しています。
 ※冊子での配付は、発行ごとに事業所からの申込制となっています。

おすすめ健康情報

医療費を節約するために知っておきたい情報を掲載しています。

健康保険事務担当者様による事務手続き

社員の資格や事業所に関する届出、各種補助金申請の手続きについて掲載しています。

インフルエンザ予防接種費用補助の実施方法が変わります

平成29年度より、事務担当者様および被保険者の皆様の事務手続きの簡素化のため、従来2種類あった接種方法のうち、「最寄りの医療機関（立替払いをした後に事後申請手続きをおこなう方法）」での接種補助を廃止いたします。

補助対象となる接種方法は、「東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）」が契約している契約医療機関で、院内・集合・出張による予防接種を受けた場合のみとなります。

- ・受診者は組合補助金を差し引いた金額を接種した医療機関に支払うことで事後の申請手続きは不要です。
- ・ご利用にあたっては「利用券」が必ず必要となります。
- ・利用券の使用は1回のみ。そのため、2回接種法でも「利用券」の使用は1回のみとなります。

なお、補助対象者、補助金額、補助対象接種期間については従来どおりです。

手続き等詳細は、9月上旬にホームページの「保健事業NEWS」および「Wellset 9月号」でお知らせいたします。

お問い合わせ先 保健事業推進課 03-3343-2823

平成29年度の制度改正のお知らせ



70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます

1ヵ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の方は70歳未満の方より低く設定されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点から、今年の8月から下記のとおりに引き上げられます。

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額（平成29年8月～30年7月）

区分	自己負担限度額	
	個人ごと（外来）	世帯ごと（外来+入院）
現役並み （標準報酬月額28万円以上）	44,400円 → 57,600円	80,100円+（医療費-267,000円） ×1% [44,400円] ※
一般 （標準報酬月額26万円以下）	12,000円 → 14,000円（年間14.4万円上限）	44,400円 → 57,600円 [44,400円] ※
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税（所得が一定以下）		15,000円

※ [] 内は直近12ヵ月間に同じ世帯で3ヵ月以上高額療養費に該当した場合の4ヵ月目以降の金額です。

- 平成30年8月からは、現役並み所得区分を細分化し、区分に応じて限度額が引き上げられる予定です。また一般区分については外来上限額が引き上げられる予定です。
- 70歳未満の人がいる世帯の場合、算出方法が異なる場合があります。



外字対応の取りやめについて（文字のJIS規格統一について）

今まで各種届出の氏名にJIS規格外の文字が含まれる場合は、個別に規格にない文字「外字」を作成して被保険者証や決定通知を発行していましたが、マイナンバー制度導入に伴う行政機関等との情報交換の際やシステムOS変更等の際に「異なる文字が表示される」などの影響が生じ、事務効率と利便性の向上につながりませんでした。

よって、今後は各種届出に記載されているJIS規格外の文字は、原則として字形の似たJIS規格文字またはカタカナに置き換えて被保険者証等に表記することといたしました。

すでに健康保険証がJIS規格ではない文字「外字」で交付されている方につきましては、**差し替え交換はいたしません**ので、そのままご使用ください。なお、対象者の方にはシステム上で一斉置き換えを行った後、秋頃に「旧字体変更のご案内」文書を送付いたしますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先 業務課 03-3343-2803・企画課 03-3343-2818

第5回

フットサル大会

参加チーム募集中!

開催日
・
試合形式

- 大会1日目……平成29年10月18日(水) <予選リーグ>
- 大会2日目……平成29年10月25日(水) <予選リーグ>
- 大会3日目……平成29年11月1日(水) 前半<予選二次リーグ>
後半<決勝戦>



※決勝は、予選二次リーグ各ブロックの1位対1位、2位対2位で順位を決定します。
※大会日数は、参加チーム数により変更になる場合があります。

開催場所

- フットサルステージ多摩(インドア施設)
URL ▶ <http://www.futsal-stage.com/>
所在地 東京都多摩市落合1-47 ニューシティ多摩センタービル8F
電話 042-316-7231
交通 小田急線・京王線・多摩都市モノレール 多摩センター駅下車 徒歩5分
※駐車場の用意はありませんので、公共の交通機関をご利用ください。

参加資格

- 当健保組合の被保険者で構成するチーム

募集チーム数

- 50チーム

参加費用

- 1チーム 30,000円 ※申込締切後、チーム代表者宛に参加費振込みのご案内をお送りします。

申込方法

- 参加をご希望のチームは、当健保組合ホームページより募集要綱、申込書等をダウンロードし、必要事項を記入のうえFAXにてお申し込みください。
※お申し込みの前に必ず「募集要綱」にて詳細をご確認ください。

申込書送信先

- FAX 03-3343-2810(保健事業推進課)

申込締切

- 平成29年7月31日(月)必着

お問い合わせ先

- 保健事業推進課 03-3343-2823

詳細は…「健保組合ホームページ」→「保健事業 NEWS」→「フットサル大会 参加申込案内」

新規契約のお知らせ

一般料金よりお安くなっていますので、ぜひご利用ください。

宿泊施設

- セラヴィリゾート泉郷

レジャー施設

- 湯けむりの庄(綱島源泉) 神奈川県横浜市港北区樽町 3-7-61
- 江の島アイランドスパ 神奈川県藤沢市江の島 2-1-6

ぜひご利用ください!



詳細は…「健保組合ホームページ」→「リフレッシュのために」

❖ 事業主様ならびに事務担当者様へ

算定基礎届について

「算定基礎届」の期間内提出にご協力をお願いいたします

提出期間は7月1日から7月10日です。6月中旬に関係書類をお送りいたしますのでご確認ください。事業主様ならびに事務担当者様には、ご多忙のところお手数をおかけいたしますが、提出が遅れますと事務が停滞してしまいます。期間内に必ずご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

賞与支払届について

6月～7月分支給の賞与支払届の提出はお早めに！

賞与の支払いがあった場合は「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」を提出してください。

また、賞与の支払いがない場合でも「被保険者賞与支払届総括表」の「不支給」に丸印をして提出してください。

磁気媒体・電子申請による届出にご協力ください

「算定基礎届」、「賞与支払届」のような大量のデータは、磁気媒体または電子申請でご提出いただくことにより、事務処理を正確かつ迅速に行うことが可能になります。

事業所様にとりましては、パソコンにより届出データを保存・管理ができますので、同様の届書の作成が容易かつ正確に行えるというメリットがあります。

磁気媒体による届出の情報・プログラムの取得につきましては、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)または電子申請・磁気媒体申請照会窓口(TEL 0570-058-555)でご確認ください。

お問い合わせ先 業務課03-3343-2803

個人番号(マイナンバー)のご提出についてご協力をいただきありがとうございます

事業主様ならびに事務担当者様には、お忙しい中、加入者の個人番号(マイナンバー)のご提出にご協力いただきまして心よりお礼申し上げます。

現在、ご提出いただいた個人番号の登録作業を行っております。

なお、個人番号が未提出となっている方につきまして、担当課よりご連絡させていただいておりますのでご提出くださいますようお願いいたします。

*行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第14条および健康保険法第197条に基づいて、事業主様は健保組合へ加入者の個人番号を提出する必要があります。

お問い合わせ先 業務課03-3343-2803



事業概況

平成29年
4月末現在

事業所数



1,424社

被保険者数



男 81,327人
女 39,450人
計 120,777人

被扶養者数



83,614人

ご家族あわせて



204,391人

平均標準報酬月額



367,968円